地域の課題解決のために起業される方を応援します！！

補助上限額
200万
（補助率２分の1）

採択予定
５件程度

令和7年度

地域課題解決型起業支援金 ＼茨城県／

県内で抱える地域課題の解決を目的に新たにデジタル技術を活用して起業をする方及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野でのデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業をした方に対し、茨城県地域課題解決型起業支援金を交付することにより、県内経済の活性化を図ることを目的としています。

公募期間

令和7年4月25日（金）～5月26日（月）（17時必着）

対象者

次の要件全てに該当する方

※詳細は必ず募集要領を参照してください

- ✓ 令和7年4月1日から令和８年１月31日までに、茨城県内にて起業する方、事業承継または第二創業する方
- ✓ 茨城県内に居住している方、または令和８年１月31日までに茨城県内に居住予定の方
- ✓ 茨城県内の地域課題に対する社会的事業を行う起業者等

補助対象事業

茨城県が地域再生計画において定める分野（地域活性化関連、まちづくりの推進、農業振興、医師不足対策、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連分野　等）において、地域の課題の解決に資する要件（下記ア～ウ）をすべて満たす**社会的事業**（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）であること。

《社会的事業について》

ア　起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。（社会性及び必要性）

イ　提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業継続が可能であること。（事業性）

ウ　起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用）

応募方法は裏面 ⤵

補助対象経費

人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング費、広報費、外注費、委託費等

事業スケジュール

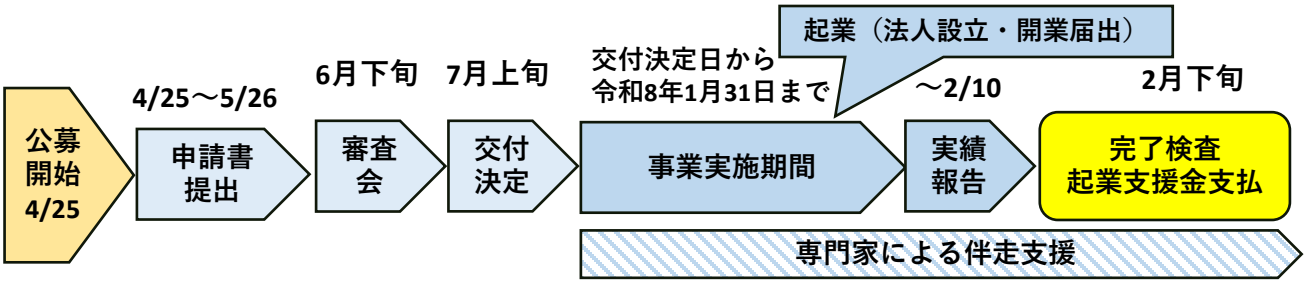

伴走支援について

中小企業診断士の資格を持ったコーディネーターが、**申請前の相談及び事業計画の策定**から採択後のサポートを行います。サポートを受けたい方は、下記の問合わせ先までご連絡ください。

移住支援金について

当起業支援金に採択された方で、東京23区に在住又は東京圏在住で23区に通勤する方が、茨城県に移住し、要件を満たす場合に、以下の移住支援金を支給します。

※世帯　100万円（＋子ども１人につき最大100万円）
※単身　60万円

参考：わくわく茨城生活実現事業（茨城県移住支援金）について
https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/ijushienkin.html

※詳細は転入先市町村にてご確認ください。

応募方法

提出期限：令和７年５月２６日　17：00必着
提出書類：応募申請書、事業計画書、補助対象経費詳細表、住民票、茨城県納税証明書等
※詳細は、㈱ひたちなかテクノセンター　ホームページ内にてご確認をお願いいたします↓
提出方法：郵便、宅配便又は持参

＼詳細はこちら／

お問合せ先

茨城県地域課題解決型起業支援金事務局
株式会社ひたちなかテクノセンター　企業支援部　経営基盤支援課
住所：茨城県ひたちなか市新光町38番地
TEL ：029-264-2242
E-mail：kiban@htc.co.jp
ホームページ： https://www.htc.co.jp/

本支援金の詳細や応募方法については、㈱ひたちなかテクノセンター及び茨城県ホームページでご確認いただけます